

大和市中小企業融資制度 利子補給金交付申請のご案内

Ⅰ 制度概要

対 象	事業者が 2024 年 1 月から 12 月に支払った利子のうち補給期間内のもの		
	対象資金	補給期間	補給率
	中小企業事業資金	初回利払い月から 36 ヶ月間	30%（高度技術導入特別資金は 40%）
	中小企業緊急支援資金	初回利払い月から 24 ヶ月間	50%
	起業支援資金	初回利払い月から 60 ヶ月間	100%
	※延滞利息と、繰上返済により過払いとなった戻し利息相当分は対象外 ※国の健康経営優良法人の認定企業は補給率 100%（認定を確認できる書類要提出）		
注 意 事 項	・ 100 円未満切捨 融資毎の利子補給金交付限度額 30 万円 ・ 期間内の「 実際の利払い額 」が対象 【例】約定返済日が月末で、休日等のため 2024 年 12 月分 の実際の利払いが翌月以降になった場合、その翌月以降の利払い額は今回の補助対象外 ・ 繰上返済や市外移転した場合は翌月から対象外（下記⑤の書類要提出） ・ 操業停止、代位弁済、税金等の滞納が解消されない事業者は対象外		
申請方法	・ 2025 年 2 月 20 日 までに下表の提出書類を、大和市役所産業活性課まで郵送または提出		
交付時期	3 月中予定（金融機関指定の別段等の口座宛）。対象者口座に 4 月中 にお振込み下さい。		
補足事項	※セーフティネット保証 4 号認定を付して 2020 年 4 月 1 日～2023 年 3 月 31 日に申込した中小企業緊急支援資金については 補給率 100%、限度額 50 万円 とします。		



2 提出書類 ※提出前に写しを取って下さい。①、②は市ホームページからも取得可

必須 (同封書類)	①	利子補給金交付申請書	・ 市内の取扱金融機関の 支店長印で押印 （支店印不可）
	②	請求書	・ 市内の取扱金融機関の 支店長印を押印 （支店印不可） ・ 請求金額は記入しない ※市で金額を確認します
	③	利子補給対象者 融資元金融機関別一覧	・ 口座情報、金額に誤りが無いか確認し、誤りがある場合は 赤字で訂正 ・ 各ページの右上に 担当者確認印を押印
	④	利子補給金算出明細書	・ 内容を確認し、誤りがある場合は 赤字で訂正 ・ 金額を訂正した場合は、返済状況等を確認できる書類（返済の明細書等）を添付 ・ 市外移転の有無を確認し、左下欄に 赤字で記入 ・ 各明細書の右上に 担当者確認印を押印
対象者が市外 移転済の場合	⑤	移転年月を確認できる 書類	・ 履歴事項全部証明書等（写し可） ※④に添付 ・ ④の余白に新所在地を記入

※上記①～④は同封の記入例を参照して記入してください。

【事務担当】〒242-8601 大和市下鶴間 1-1-1
大和市役所 産業活性課 企業活動サポート係

TEL:046-260-5135 FAX:046-260-5138

受付時間 8:30～12:00 13:00～17:00（土日・祝日を除く）